

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

糸魚川市

2 構造改革特別区域の名称

糸魚川ボランティア輸送特区

3 構造改革特別区域の範囲

糸魚川市の全域

4 構造改革特別区域の特性

糸魚川市は、新潟県の南西部・日本海に面して位置し、平成 17 年 3 月 19 日に糸魚川市、能生町、青海町が合併し新たに糸魚川市として誕生した。人口 51,198 人（平成 17 年 4 月 1 日現在）、面積 746.24 平方キロメートルの都市である。古くは交通の難所であったが、北陸自動車道や姫川港のほか、ＪＲ北陸本線、ＪＲ大糸線の整備により、物流は飛躍的に向上している。さらに、北陸新幹線や糸魚川松本高規格道路などのプロジェクトも進行するなど、陸・海の交通ネットワークの整備が進みつつある地方都市である。気候は、四季の変化がはっきりしており、冬季には、日本海を渡ってくる大陸からの季節風により大量の降雪がある。

一方、市民の移動交通手段については、新潟県の自家用乗用車普及状況（平成 17 年 3 月末現在）で見ると、一世帯当たりの台数が全国 11 位、うち軽自動車の普及台数が全国 7 位であることが示すとおり、日常生活においては、自家用車が生活必需品となっている。特に移動制約がある人の移動については、家族などが運転する自家用車又はタクシーに頼る状況にあるが、家族の勤務等のための時間の制約や、中山間地においてはタクシー会社が近くにないことなどの理由により利用しにくい現状がある。

当市では障害者や高齢者本人及び保護者、ＮＰＯ法人、リフト付きバス運転ボランティアからの要望により、移動手段の確保が高齢者及び障害者の自立と社会参加を促進するための重要な課題と位置づけている。

【移動制約者の状況】

移動制約者とは、介護保険の要支援・要介護認定を受けている人、身体障害者手帳の交付を受けている人、知的障害者、精神障害者の中で、特に単独での移動が困難な人である。

高齢者

糸魚川市の65歳以上の人口は15,502人。高齢化率は30.43%（平成17年11月1日現在）で全国平均より高い数値になっている。高齢者人口のうち18.1%（表2参照）2,806人が介護認定を受けている。この中で、概ね要介護3以上の人は福祉車両での輸送が基本となるが、要支援271人、要介護度1の962人、要介護度2の388人については必ずしも全員が福祉車両を必要とする状況ではない。

障害者

ア 身体障害者

身体障害者手帳の交付を受けている人は2,238人（表4参照）である。このうち、視覚障害者と肢体不自由者が移動制約者といえる。この中で肢体不自由1・2級の判定を受けている人については福祉車両での輸送が基本になるが、それ以外の人は必ずしも全員が福祉車両を必要とする状況ではない。

なお、重度の視覚障害者が公共交通機関を利用するにはガイドヘルパーなどが必要になる。

イ 知的障害者

療育手帳の交付を受けている人は312人（表5参照）である。このうち、肢体不自由などの重度の重複障害を持つ人については福祉車両での輸送が基本になるが、それ以外の人は必ずしも全員が福祉車両を必要とする状況ではない。

ウ 精神障害者

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人は223人（表6参照）である。このうち、肢体不自由などの重度の重複障害を持つ人については福祉車両での輸送が基本になるが全体の0.5%でありごく少数である。それ以外の人は必ずしも全員が福祉車両を必要とする状況ではない。

【公共交通機関の状況】

当市における公共交通機関は、鉄道では1社が2路線13駅（表7参照）で運行を行い、路線バスでは2社が35路線を81台（表8参照）のバスを使用して運行を実施している。

鉄道においては、一部の駅ではバリアフリー化が進んでいるものの全体では高齢者や障害者が利用しやすい状況とはいえない。また、運行本数が少ないため乗車する電車が限られること、さらには、駅から目的地までの連絡交通機関が少ないなど地域内を移動する利用者、特に移動制約者にとって利用しやすい状況とはいえない。

バス路線においても、市街地の幹線道路においては便数が多く運行されているものの、郊外では少ない状況にある。また、高齢者や肢体不自由などの障害を持つ人が乗降しやす

いワンステップ・ノンステップバスの台数も少なく（表 8 参照）移動制約者にとっては利用しやすいとはいえない状況にある。

タクシーについては、5 社が 33 台（表 9 参照）を所有し運行している。このうち、福祉タクシーは 1 台が配備されているが、障害者数からみると十分な数とはいえない。

なお、市では、障害者や高齢者の社会参加を促進することを目的にバス・タクシー券支援を行うとともに障害者においては自家用車燃料費の支援との選択ができるようにしている。

高齢者人数（平成17年11月1日・単位：人）

（表1）

区 分	65歳未満	65歳以上	計	65歳以上の高齢化率
糸魚川市	35,435	15,502	50,937	30.43 %

要介護認定

(1)要介護（要支援）認定者数（平成17年11月1日現在・単位：人）（表2）

	要 支 援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	271	962	388	362	359	464	2,806
65歳～75歳未満	35	116	49	49	47	41	337
75歳以上	236	846	339	313	312	423	2,469
第2号被保険者	3	25	14	11	8	17	78
総 数	274	987	402	373	367	481	2,884

(2)居宅介護（支援）サービス受給者数（平成17年11月1日現在・単位：人）（表3）

	要 支 援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	123	647	276	238	145	135	1,564
第2号被保険者	2	18	9	10	4	6	49
総 数	125	665	285	248	149	141	1,613

身体障害者手帳取得状況（平成17年11月1日現在・単位：人）

（表4）

等 級	視 覚	聴 覚	言語音声	肢体不自由	内 部	計
1	56	6	1	223	335	621
2	37	49	2	204	8	300
3	19	38	20	262	123	462
4	9	55	13	298	118	493
5	23	-	-	157	1	181
6	31	100	-	50	-	181
計	175	248	36	1,194	585	2,238

知的障害者の障害別状況（平成17年11月1日・単位：人）

（表5）

18歳未満		18歳以上		計
A(最重度・重度)	B(中度・軽度)	A(最重度・重度)	B(中度・軽度)	
25	27	105	155	312

精神障害者保健福祉手帳交付状況（平成17年11月1日・単位：人）（表6）

等 級	1 級	2 級	3 級	計
人 数	38	163	22	223

市内公共交通

○鉄道路線

(表7)

会社名	路線数	備考
西日本旅客鉄道株式会社	2路線：北陸本線・大糸線	13駅

○バス路線

(表8)

会社名	路線数	使用車両台数	ノンステップバス台数	ワンステップバス台数
糸魚川バス株式会社	34	28	-	4
頸城自動車株式会社	1	53	2	7

○糸魚川市ハイヤー協会等

(表9)

会社名	所在地	所有台数	福祉タクシー
有限会社糸魚川タクシー	大町1-6-23	11	-
小型タクシー株式会社	上刈1041-1	9	1
中央タクシー株式会社	平牛942-2	8	-
早川観光タクシー	上覚124-3	2	-
有限会社能生タクシー	能生1203-1	3	-

○外出支援事業助成状況

(表10)

事業所名	所有台数	実施主体	助成金額(千円)	
糸魚川市社会福祉協議会	4	糸魚川市	16年度	3,010
			17年度	4,697

○重度障害者交通費助成状況

(表11)

事業名	実施主体	助成金額(千円)	
糸魚川市バスタクシー利用助成事業	糸魚川市	16年度	5,223
		17年度	7,185

○高齢者交通費助成状況

(表11)

事業名	実施主体	助成金額(千円)	
糸魚川市バスタクシー利用助成事業	糸魚川市	16年度	15,721
		17年度	46,889

5 構造改革特別区域計画の意義

当市では、市街地においては都市基盤整備の進展にあわせて駐車場を有する大規模商業施設の郊外化が進んでいること、また、中山間地においては路線バスが運行されているものの便数が少ないことや、乗降場所が幹線に限られていることなどから、利用者にとっては十分な公共交通機関による移動手段の確保ができていないとはいえず、日常生活においては自家用車による移動が中心になっている。このため、特に移動制約者にとっては、家族が運転する自家用車での移動に頼らざるを得ない状況である。

このような中、移動制約者の移動手段の確保という課題を解決するため、NPO法人等多くのボランティアの協力を得ながら、地域において自ら取り組む輸送活動について、福祉車両のみならずセダン型等の一般車両の使用を可能とすることで、輸送事業の体制を整備できるとともに事業が活性化し、民間の自主的な活動による移動制約者の移動手段の確保をはじめとした地域福祉の充実を推進することができる。

6 構造改革特別区域計画の目標

特例措置の導入によって移動制約者の移動手段を拡大し、円滑に福祉有償輸送事業を実施することで、高齢者や障害者の自立と社会参加の促進を図るとともに、地域福祉におけるNPO法人等やボランティア活動の活発化を促進する。

もって、高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域全体でお互いがお互いを支援する共助社会を確立し、福祉が充実したまちづくりを行う。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本事業を導入し円滑に実施することによって、これまで移動手段が少なかった移動制約者が地域社会に容易に出掛けることが可能になり、行動範囲が広がることで、社会参加や消費行動が促進されるとともに、介護者の負担を大幅に軽減することができる。また、障害児を学校に送迎するために時間が制約され、就労時間が制限されていた人をはじめ、介護等で就労できなかった人の就労が可能になることで地域経済に波及効果をもたらし、地域の雇用の創出と労働人口の拡大に資するものとする。

8 特定事業の名称

NPO等によるボランティア輸送としての有償輸送における使用車両の拡大事業
1206(1216)

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) タクシー利用券等助成事業

【障害者】(タクシー券かバス券もしくは自動車燃料費のいずれかを選択)

対象者

身体障害者手帳1～3級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかの交付を受けている人

助成額(年額1万円/人)

- ・ タクシー利用券：1枚500円の券を10枚で1組
- ・ バス利用券：1枚5,000円の券を1枚
- ・ 自動車燃料費：1枚500円の券を10枚で1組

年額1万円になるよう対象者が選択できる。

【高齢者】(タクシー券かバス券のいずれかを選択)

対象者

70歳以上の一人暮らしの人または高齢者(65歳以上)世帯に住む70歳以上の人

助成額(年額1万円/人)

- ・ タクシー利用券：1枚500円の券を10枚で1組
- ・ バス利用券：1枚5,000円の券を1枚

年額1万円になるよう対象者が選択できる。

(2) 外出支援サービス事業

(リフトつき車両、8人乗り、6人乗り、4人乗り、3人乗り各1台を運行)

対象者

- ・ おおむね65歳以上の要介護3以上の寝たきり者又は寝たきり状態の身体障害者であって、一般の交通機関を利用することが困難な者
- ・ おおむね60歳以上の高齢者であって、下肢が不自由な者

運転はボランティア団体が担当

利用料

走行距離1kmにつき30円、50km以上は20円

家族や介護者が運転する場合は車両の貸し出しも可能

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

1206(1216) NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における
使用車両の拡大事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内でセダン型の一般車両を用いて輸送サービスを実施する社会福祉法人、NPO
法人、医療法人、公益法人等の非営利法人のうち運営協議会において認められた者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定日

4 特定事業の内容

(1) 運送主体

糸魚川市に事務所を有する社会福祉法人、NPO法人、医療法人及び公益法人等の
非営利法人

(2) 事業が行われる区域

出発地又は到着地が糸魚川市

(3) 事業により実現される行為

要介護認定者、身体障害者、知的障害者、精神障害者等の単独での移動が困難な者
であって単独では公共交通機関の利用が困難な者で、あらかじめ登録された会員及び
その付添人に対し、セダン型等の一般車両を用いて、有償で送迎サービスを提供する。

5 当該規制の特例措置の内容

現行では、福祉有償運送において使用できる車両は、車いす若しくはストレッチャー
のためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備を設けた自動車、又は回転シート、リ
フトアップシート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車に限定されているが、
特例措置としてセダン型等の一般車両の使用を認め、民間の自主的な活動による移動制
約者の移動手段の確保をはじめとした地域福祉の充実を推進する。

(1) 糸魚川市有償ボランティア輸送運営協議会

有償ボランティアによる輸送事業(以下「輸送事業」という。)を円滑に実施するた
め、糸魚川市有償ボランティア輸送運営協議会(以下「運営協議会」という。)を設置

し、輸送事業の必要性、課題、利用者の安全と利便の確保に係る方策等を協議する。
運営協議会は糸魚川市が主宰し、事務局を糸魚川市福祉事務所に置く。

構成員

- ・国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局長が指名する職員
- ・輸送事業の利用者の代表
- ・糸魚川市民の代表
- ・輸送事業に関するボランティア団体の代表
- ・糸魚川市ハイヤー協会の代表
- ・タクシー運転手の代表
- ・糸魚川市中心身障害者福祉団体連合会の代表
- ・公共交通機関に関する学識経験者
- ・糸魚川市長が指名する職員

運営方法等

- ・苦情処理の窓口を運営協議会の事務局に設ける。事務局は必要に応じて臨時に運営協議会を開催し、苦情内容等を運営協議会に報告する。

(2) 運送の条件

運送主体

当該輸送の確保について、糸魚川市長名で具体的協力依頼を行う社会福祉法人、NPO法人、医療法人及び公益法人ほか営利を目的としない法人で、運営協議会の協議を経て許可を取得した事業者とする。

運送の対象者

運送の対象者は、下記のいずれかに該当し、運営協議会において認められた登録会員及び付添い人とする。

- ・介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項にいう「要介護者」及び第4項にいう「要支援者」
- ・身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条にいう「身体障害者」
- ・その他肢体不自由、内部障害（人工血液透析を受けている場合を含む）、知的障害、精神障害等により単独での移動が困難な者であって、単独では公共交通機関を利用することが困難な人

運送の対象者の管理

運送主体では、会員の氏名、住所、年齢及び移動制約者・市民等であることの事実その他必要な事項を記入した会員登録簿を作成し、適切に管理する。

使用車両

- ・使用車両については、運送主体が使用権原を有していること。

- ・福祉車両は、車いす若しくはストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備を設けた自動車、又は回転シート、リフトアップシート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車であること。
- ・運営協議会の協議によって認められたセダン型等車両であること。
- ・外部から見やすいように使用自動車の車体の側面に有償運送の許可を受けた車両である旨を表示すること。

運転者

普通第二種免許を有することを基本とする。これによりがたい場合は運営協議会において以下の点について協議をし、適当と認められた人とする。

- ・申請日前3年間運転免許証停止処分を受けていないこと。
- ・新潟県公安委員会等が実施する実車の運転を伴う特定任意講習会等の講習を受講した人であること。
- ・社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修を修了した人であること。
- ・移送サービス運営マニュアル編集委員会が発行するテキスト等に基づき運送主体が自主的に行う福祉輸送に関する研修を修了した人であること。
- ・その他移動制約者の輸送の安全の確保に関し必要な知識又は経験を有する人であること。

損害賠償措置

運送に使用する車両全てについて、対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険若しくは共済（搭乗者傷害を含むものに限る。）に加入していること。

運送の対価

運送の対価については、一般乗用旅客自動車運送事業及び地域の公共交通機関の状況等の地域特性を勘案しつつ、営利に至らない範囲として設定するものとし、一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃額のおおむね2分の1を目安に設定するものとする。

運営管理体制

運営主体において、運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理に係る体制その他の安全の確保及び旅客の利便の確保に関する体制が明確に整備されていること。

法令遵守

許可を受けようとする人が、道路交通法第7条の欠格事由に該当するものでないこと。